

国水環第26号
国水治第22号
国水保第8号
国水海第10号
令和3年5月27日

北海道開発局 建設部長 殿
各地方整備局 河川部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課長

治水課長

保全課長

海岸室長

(公印省略)

河川工事等の工事看板の取扱いについて

標記については、令和2年2月21日付け国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号「河川工事等の工事看板の取扱いについて」により通知したところです。

先般、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（以下、「加速化対策」）」における各種取組に関する情報について、施設利用者や周辺住民等に対して広く、かつ、わかりやすく発信することが今後も継続的に必要です。

このため、加速化対策の取組が推進されるよう、別添のとおり工事看板の新たな記載例を定めましたので、貴管内各現場への周知徹底を改めてよろしく申し上げます。

なお、令和2年2月21日付け国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号「河川工事等の工事看板の取扱いについて」は、廃止します。

別添：工事看板の主な記載例

基本例	〇〇を防ぐため、〇〇を〇〇しています
	〇〇を守るため、〇〇を〇〇しています
	〇〇を点検するため、〇〇を〇〇しています

主な工種等	記載例
築堤	洪水被害を防ぐため、堤防を整備しています
河道掘削	洪水被害を防ぐため、土砂を撤去しています
護岸	〇〇を守るため、護岸を整備しています
堤防除草	堤防を点検するため、草を刈っています
河川樹木伐採	洪水を防ぐ河川の流れを保つため、樹木を切っています
法面補修	堤防強化のため、のり面を補修しています
老朽化対策	施設の機能を保つため、〇〇を補修(更新)しています
無動力化・自動化・遠隔化	施設の機能を向上させるため、無動力化(自動化・遠隔化)を行っています
環境整備	良好な水辺空間創出のため、〇〇を整備しています
災害復旧	壊れた護岸を直しています
	堤防を強くするため、〇〇を整備しています
離岸堤 人工リーフ	高波から海岸を守る施設を整備しています
砂防堰堤	土砂災害を防ぐ、砂防堰堤を整備しています
地すべり対策 (排水ボーリング工)	地すべり災害を防ぐため、地下水を抜いています

※工事の目的をできるだけ簡潔に伝えるよう工夫願います

※なお、すでに運用している記載例がある場合はその限りではありません

・主な工種等の記載に加え以下を記載する。

対象工事	記載内容
流域治水プロジェクト 関係工事	〇〇水系流域治水プロジェクト
防災・減災対策に資 する工事 (総力戦で挑む防災・ 減災プロジェクト)	いのちと暮らしをまもる防災減災
「防災・減災、国土強靱化 のための5か年加速化対 策」に基づく工事	いのちと暮らしをまもる防災減災 国土強靱化対策工事(5か年加速化対策)

別添：看板のイメージ(※)

洪水被害を防ぐため、土砂を撤去して
います

〇〇水系流域治水プロジェクト
いのちとくらしをまもる防災減災

きょうじんか

国土強靱化対策工事
(5か年加速化対策)

工事の期間

令和〇年〇月〇日まで

〇〇地区〇〇掘削工事

発注者 国土交通省〇〇地方整備局
□□□□事務所〇〇出張所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※看板はイメージであり、すでに運用している事例がある場合はその限りではありません。

<都道府県・政令指定都市宛て>

国水環第26号
国水治第22号
国水保第8号
国水海第10号
令和3年5月27日

各都道府県 河川主幹部長 殿
各政令指定都市 河川主幹部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

河川環境課長
治水課長
保全課長
海岸室長
(公印省略)

河川工事等の工事看板の取扱いについて

標記については、別添のとおり各地方整備局河川部長等あて通知しましたので、貴職におかれましてもこれを参考とした運用につとめられるようお願いいたします。

また、都道府県におかれては、管内河川管理者（指定市を除く）あてこの旨通知願います。

なお、令和2年2月21日付け国水環第115号・国水治第135号・国水保第103号・国水海第82号「河川工事等の工事看板の取扱いについて」は、廃止します。